

知っておきたい 税金あれこれ No.10

(隔月発行)



OAG税理士法人
資産税部

新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル5階

TEL:03-3356-9616 FAX:03-3356-1100

OAG 税理士法人 URL <http://www.oag-tax.co.jp>

OAG[チーム相続]URL <http://www.sohzoku.jp>

地震保険料控除が創設されました。

所得税は平成 19 年分以降、住民税は平成 20 年分以降について適用されます。
尚、平成 19 年分より損害保険料控除は原則廃止となりました。



1. 対象となる損害保険契約等

納税者や納税者と生計を一にする親族の所有する居住用家屋・生活用動産等を目的とする契約で、地震・噴火・津波等による火災や損壊の損失を填補する保険金が支払われるものに限ります。

2. 地震保険料控除の控除額

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5 万円以下	支払金額
	5 万円超	5 万円
(2) 旧長期損害保険料 (平成 18 年以前契約に限る)	1 万円以下	支払金額
	1 万円超 2 万円以下	支払金額×1/2+5 千円
	2 万円超	1 万 5 千円
(1)・(2)の両方がある場合		(1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高：5 万円)

近年、日本列島に大きな地震が頻発しています。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。
天災は避けられませんが、備えのひとつとして地震保険を検討されてみてはいかがでしょうか。

小規模宅地等の減額とは... ?

相続する財産の中に、その相続開始の直前に被相続人等の事業の用若しくは居住の用に供されていた宅地等（建物や構築物の敷地に限ります）がある場合には、これらの宅地等のうち一定の面積までは 50% から 80% 減額することができます。

例えば、被相続人と同居していた子が自宅の土地を相続した場合、240 m² までであれば 20% のみが課税の対象となります。

その宅地等の価額のうち相続税の課税価格に算入すべき価額は、次の表に掲げる区分に応じてそれぞれの割合を乗じて計算した金額とされています。

相続開始直前の宅地等の状況		要件	課税割合	面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	不動産貸付業以外	「特定事業用宅地等」に該当する宅地等	20%	400 m ²
		上記以外の宅地等	50%	200 m ²
	不動産貸付業	一定の法人の事業の用に供されている宅地等	20%	400 m ²
		上記以外の宅地等	50%	200 m ²
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		「特定居住用宅地等」に該当する宅地等	20%	240 m ²
		上記以外の宅地等	50%	200 m ²

相続専門サイト OAG [チーム相続] のホームページを立ち上げました！

<http://www.sohzoku.jp>